

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、警察本部＞

開催日時 令和3年10月5日（火） 10：03～12：08

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

佐藤 光紀 委員長

亀甲 義明 副委員長

池田 慎久 委員

井岡 正徳 委員

奥山 博康 委員

山村 幸穂 委員

中村 昭 委員

田尻 匠 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

湯山 総務部長

塩見 水循環・森林・景観環境部長

乾 食と農の振興部長

大橋 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 9月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○佐藤委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、警察本部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。加えて、発言時には、氏名及び担当課を述べて挙手いただきますよう、重ねてお願い

します。また、マスクをしての発言になると思いますので、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いいたします。

それでは、ご発言願います。

○川口（正）委員 昨日、岸田内閣が誕生しました。新しい内閣に期待したいと思います。岸田内閣は、聞く耳を大事にするんだ、私の特技だということをおっしゃっていました。私は、いいことだな、学びたいと思います。私も岸田内閣総理大臣の聞く耳を大事にしながら勉強したいと思いますので、よろしく願います。

いささか口幅ったいことになりますが、私はいろいろな先輩に恵まれました。その先輩の師匠ともいべき一人に、田原本町出身で「橋のない川」という部落解放に関わっての小説をお書きになった住井すゑ先生がいらっしゃいます。その小説が映画化されたことは大勢の方にご存じいただいていると思います。私は若い頃に近いところで生活をさせていただいた時期があり、住井先生が私にいろいろ教えてくださいました。時の私には、名字ではなく名前で、「しょうちゃん、法律、規則にたくさん条項があるところほど人間が複雑で、ある意味では悪いんだよ。日本の憲法は103条。ニューギニアの近くの島国だが、3万人ほどの人口の国があり、この国では、たった3つの基本条項があって、それを中心としてユートピアのような暮らしを守っている。」という話を時折聞かされました。その3つの条項は何かというと、1つ目は、人のものを盗んでは駄目だよ、盗むなど。2つ目は、怠けたらいかん、怠けるな。3つ目は、うそをついたら駄目だよ、うそをつくななど。付け加えてであります。うそは泥棒の始まり、うそは盗人の始まりだよと、十分心して、いろいろな法律に関わって、倫理に関わって、学ぶことが大事だよと、それが人権運動の基本だよということも教えられました。

口幅ったいこと言いましたが、そういうスタンスで生きていますので、これからの私の発言なり、今日までの行動に関わって、けしからんというような思いをもしお持ちの内容がありましたら、よい機会でもあろうと思いますので、この委員会に関わっての内容について思い当たる節がありましたら、どうぞ遠慮会釈なしにご意見を述べていただきたいと思っております。まずは、私の基本的なスタンスだけ皆さんにご理解を願っておきたいと思っております。

まず、警察本部長をお願いしておきたいです。かつて私は、御所市柏原というところ、本馬というところに住んでおりましたが、毎年、人が大勢集まるときもあります。集まる場所に最近建てられた新しい住宅があります。村で住んでいた人ではなく、新しくお住ま

いになった方で、私はあまり知らない。近頃は、隣は何をする人ぞというような時代ですから、隣近所の人たちもあまり知らない。人がいろいろ集まって、車も寄って来たり、そこそこ道幅もあるところですが、夜であろうが昼であろうが、四六時中、同じ車が玄関の前で駐車している。

そういうことで、この家に協力してくださいと頼みに行ったらどうかといっても、誰もこの家の人を知りませんと。下手に挨拶に行ったら、何の用だと返ってくるというような雰囲気醸し出されているようです。だから、誰もが行かない。そこで、私どもが、近くの歴代ずっとよくやっていただき、村人の評判も大変よい東寺田にある駐在所の警察署員にお願いした。あちらこちらに随分と駐車してあるが、駐車違反にできないのかとお願いをざっくばらんに申し上げた。すると、いろいろ気になりますが、それこそ四六時中、見張っていないことには指導も注意も難しいです。下手に言うと、あれはどうするのか、あそこはどうするのかということで、むしろ逆ねじがあるということで、現状に関わって、思いは先生と一緒にですが、これはあんまりだというようなところがありましたら、自治会長から言ってもらってくださいとのことでした。私が言ったらだめなのかと聞いたら、いや自治会長ですということだったのです。そういう流れもあって、親しくさせていただいておりました。昨今は駐在所が交番所になり、駐在所と交番所とが地元で分からないようになりました。

それはさておいて、お願いをするわけですが、何でも自治会長を通せということだったので、私の地元の御所市柏原では、中方を經由して、掖上小学校に小学生が通っています。その小学生が通うところに県道があり、その県道を横断するときには押しボタン式信号で横断しないと危ないということになっています。しかし、その押しボタンの場所が県道の大道のほうからでないとは押せない状況になっていますので、小学生が出てくる側の小道のほうから押せるようにしてもらいたいと、先生、頼んでくださいということであったので、それは私が言ったらつけようかと思っても、警察は私を嫌いだから、自治会長が行きなさいということで、自治会長と掖上小学校の校長が御所警察署へお願いに行っていると思います。これは私は、関係なしだから、私抜きだから、よろしくお願ひしたい。というのは、なぜこんなこと言うかということ、後で話題にしますが、ユンボの問題に関わって警察署の担当官から、あなたは川口（正）県議会議員とどのような関係ですかという問合せも調査の中で入ったとのこと。なぜそれが入るのか。世間では私は、かねがね、私自身も悪いかもしれませんが、私は悪は悪、善は善で、善を広げる、そういう世の中にしな

いといけないと。いろいろ警察への陳情について、私が参りますと、悪に目を潰れと言うのかということにもなりかねないし、そういうことであっても困りますということで、これは私の口から言っている、警察は何も言っていないのですが、私が行くと、助けてやろうと思ってもかえって、これはやはり厳しくしなくてはということになりかねないから、私はそういう苦情や哀願に関わっての陳情を受けないことにしている。それが現実になってきているということです。

川口先生、あなたに関わったところは皆、いろいろ遅なりますねと、やゆされているのだろうと私は思います。というのは、前々から言っています。今年で7年目か8年目か知りませんが、御所市、五條市、田原本町の3市町共同のごみ焼却場の出入口が混雑しており、他の自治体のごみまで運ぶのは嫌だという住民を抑えるために、いろいろ住民の要望も聞きましょうということで、近くの道路に信号をつけてほしいという要望がなされた。その約束事が7年、8年たってもまだ果たされていない。毎年、要望書を出しているが、いまだについていない。

今年の予算は4か所ですか、3か所ですか、去年4か所、おととしは5か所ということで、私はいつぞやの会議で言いました。たくさん要望がありますから、順番を待ってもらえるだろうか。私は、設置の順番、基準は何か、いつぞや聞いたことがあるが、これがなかなか出てこない。今日こそ聞かせてもらおうと。今年の予算、去年の予算、おととしの予算、予算書に出しなさいよと。予算を組んだときには、予算書にどこに設置、あと幾つ信号機をつけなければならない、幾つの要望が上がって、順序はどうなっているのかの基準、基本というものを警察本部長に今日、聞かせてもらいたいと思っている。

毎年、御所市、五條市、田原本町の市長、町長が名前を上げて陳情しています。陳情書の内容が書いてある。今年も私に陳情書の写しを持ってこられたから、私が言ったら、また遅れるから、市町村長みずから行きなさいよと言った。陳情書は多分、届けられているはずだから、段取りはどうなっているのかを毎年返事はしておられると思いますが、私には、つけませんでした、いつつけますという返事は一切もらっていません。だから、私が聞きたいのは、一体どれほど、とりわけ信号機の要望があって、必要性、重要性の基準をお持ちだろうと思いますからぜひ聞かせてもらいたい。私の地元の要望に関わって先ほどから、つらつらと述べましたが、まずはこの要望を中心に警察本部長の見解をお聞かせください。

○大橋警察本部長 今お尋ねの御所市にある、やまと広域環境衛生事務組合、いわゆるク

リーンセンターのところの国道24号から交差点への信号機設置の要望が長年あったところだと理解しています。信号機の設置に関しては、信号機の要望があったところに順につけるのではなく、要望箇所の事故の発生状況、交通量、道路や周辺環境をまず調査します。その調査の結果をもとに、警察庁が出している信号機設置の指針に基づいて判断します。その設置の適否を検討し、それで判断しているので、住民や市町村の首長の皆様から要望があって、直ちに優先順位をつけるという状況ではありません。

ご質問の交差点については、毎年、要望があると我々も承知しており、本年も要望があったところで、実際、その交差点の交通量や実態を調査しています。その調査に基づいて、設置の可否を判断しており、その状況については、現在、設置の基準から適否を見ると、直ちに設置する必要があるとの判断には至っていないという状況です。

引き続き、その場所については、要望があれば、設置について調査、検討を進めていきたいと考えています。

○川口（正）委員 いつぞやもそういう返事が返ってきた記憶があります。種々勘案をなさることは当然のことです。急ぐべき箇所、今日言って明日見るわけでもないでしょう。いろいろな蓄積がある。事故があった、交通量がどれぐらい動きがある、そういう状況に関わって把握をしているはずです。

毎年、要望、陳情が出ている。緊急を要する箇所はどれぐらいか。2～3年は待ってもらわないと仕方がないという箇所になると。だが、緊急にいろいろ事故があったり、工事や、まちづくり等の関係で変化があったり、交通量が急増したため臨時で挟まなくてはならない内容もある。けれども、基本的な計画はあってしかるべきでしょう。今年の予算、3か所ですか、4か所、もうやられていますね。去年は4か所か、おとし5か所か。

だから、財政当局の財政上の都合もあると思いますが、少なくともこの交通安全を考えるならば、今、差し当たって要望の出ている、あるいはまたそれに関わって対処しなければならぬ、そういう計画はこう起きているんだという内容があるはずでしょう。奈良県の警察が決めるのでしょうか。私は、奈良県の警察本部長に聞いているのですよ。警察本部長、他所で決まるような内容の返事は受けられますか。あなた、今、返事でいろいろ勘案してどこに設置するのか決める。大体毎年どれぐらい要望が出るか。前々から要望が出ているが、要望のしつ放しもあると私は思います。毎年出ている場合もある。何年かごとに出てくる場合もある。それらの内容も含めて一体、信号機設置に関わって、緊急と目される箇所数は一体どのように設定をされているのか。予算との関係でそれがどのように設置

できるのかという見通しや計画があつてしかるべきでしょうが。今の陳情書は、7年目、8年目になる。これは、ごみ焼却場を造るについての公約、住民との約束事だと書いてあります。交通部長、松浦克仁様宛てに今年は出ているようです。交通部長宛てですから、私は知りませんと言え、それまでか分からないですがね。

要は、具体的な計画というものがあつてしかるべきではないのですか。そういう意味で、これに対して返事が、何年先になるのか、いや、こんなとこつけるつもりはありませんということになるのか。7年も8年も無視されているという、これは一体どういうことだと。返事はしてあるのだが、また出てきましたと。考えなければならないということになるのか、どうなのかも含めながら、それなら何年先になるのか。毎年、出てきているでしょうが。これは、常識的にどうですか。私は、突き詰めて物を言うのは、本当は嫌いです。聞く耳を大事にしようと言っているのだから。

今、警察本部長のおっしゃった種々勘案という話は、もう前々から何度も聞いている。私は予算審査特別委員会は久しぶりですが、決算審査特別委員会もありますし、いろいろな機会があり、ここ2～3年は言っていないかも知れませんが、何度かは聞いています。警察本部長の答弁では、常識が通るのかと。そして、私が質問していますが、他の議員であつたら、それで話が通るのかということになるのでしょうか。どうも私は理解に苦しむ。警察本部長、どうですか。

○大橋警察本部長 我々としては、設置の必要な箇所について、先ほど申しましたいろいろな基準や、現地の調査、要望等を踏まえて対応しています。

確かに、川口（正）委員がお話になっている同箇所については、長年にわたって要望いただいていると承知しています。その国道については、確かに十分条件を満たしている状況もあります。細かい話になりますが、必須条件と選択条件があります。必ず満たさなければいけない条件については満たしていると考えていますが、一方で、選択と一部、条件を満たせるかどうかというところについて、我々は注目していますが、これまで満たされたことがなく、直ちにつける必要はないと重ねて判断しています。

また、緊急性についての質問がありましたが、例えば新設道路、新たに国道や大きな道路が開発され、交通量が多くなる所については、迅速に設置するようにしています。また、交通事故が多発するなり、工業団地ができる、大きな交通量が発生する、小学校が新たにできる、通学路が変更になる、そういうような情報が得られたら、それに応じて信号機の設置もしくは移設を考えていくというのが実態です。

これについては、長年のご要望があるからどうなのだ、順番はどうなのだ、おっしゃっていますが、我々としては、設置基準を満たしているかどうかをまず根拠として、現地の調査、住民の要望等を踏まえ、総合的に判断しているという状況です。

○川口（正）委員 警察本部長、同じ話を繰り返しますが、基本的な概論が悪い。私は、概論も否定しない。緊急性も否定できない。けれども、このまま推移するならば、こういう場所を優先だということを、決めておかなければ、いつもいつも緊急性を待つのですか。そういうわけではないでしょう。世の中、予測もしない形で変化する部分もあります。予測している変化もある。そういう計画というものがあると、財政上の都合もあります。少なくともこれはね、こういうことは通常、私の田舎では貧乏を質に置いてでもこれはしなければならぬという言葉がある。借金に借金を重ねてもしなければならぬ内容がある。今のコロナ対策もそうです。借金に借金を重ねた上の対策でしょうが。

財政上の都合も含めながら、計画は具体的でなければならぬでしょう。毎年、4月の段階で予算を組んでから方針を決めるのですか。違うでしょう。警察本部長、こんなやり取り、けんけんがくがくしたくない。川口、いいかげんにしてくれよと、あなたは、おっしゃるでしょうね。心の底ではそうだと思います。警察という権威、威厳を保たなければならぬ。警察という権威、威厳を保ってもらいたい。

あえて私が申し上げるといことは、どういうことだと思いますか。率直に言って、いいブレーンはお持ちだと思いますが、ブレーンのいろいろな仕事を全部かばう、全部責任を背負わなければならないという、自負心も大事だと思う。けれども、物事は組み立てようと、心底のやはり絆というもの、信頼関係というものをお持ちいただかないことには本来の仕事にならない。

私は、対話をしていて、警察本部長、気の毒だと思っているのです。気の毒だと思いがら、やはり、最高責任者に尋ねなければならない。

話はあちらこちらに飛びますが、私は警察本部長にあれやこれや世間話も含めて、奈良県のいろいろな情緒を知ってもらおうと、6月定例会の初日に、後でお話しします内容も含めて、お会いしたいのだと言ったが、返事がなしのつぶてで、あなたに会えたのは2か月後でした。閉会日の日も申し上げた。あなたが、忙しいのは分かります。だが、忙しい中でも、会おうかという気も起こる場合があるのです。起こしてももらえなかった。人はね、どなたが会いたいと言っても、好き嫌いあるのです。私だって、委員会中、各部署から、問合せがありますが、今日はあなたに会いたくないよ、今日は話さないからもういい

よと。あなたのところは、話すよと、きちんと言っています。警察本部も今まで話題になっていることをお話ししますよと、こう申し上げておいた。会いたくないから、私に会いたかった。けれども会ったときに語るねという話もある。というのは、会ったときに会話はしなさいよということになるわけです。私は、知事ともやり取りします。けんけんがくがく、やります。それで後で手を握ります。市町村長、川口さんの嫌みな言葉が好きなのですって私のファンがおる。そんなもん待ってもらっておられんわと私は思っているのです。

話はそれでしたが、いずれにしたって、この計画は具体的に示せない。一体、信号機を当座、急いで設置をしなければならぬ箇所ぐらい押さえているはずでしょうが。その中にも入れられないのであれば、入れられないのですよと。住民との約束、正義というのは、行政というのは、住民を和ませるといふ安心感、そういうことで動くわけです。いくら筋が通っていても、理解し合って、我慢し合わないといけない場合もあるのです。

私は泣き言を言って、これをしてあげてくれと言わないですよ。筋書どおり、きちんと常識でもらいたいと思いますが、7年も8年も陳情書が出るというのは、どういうことかと。3市町の首長が、連名で陳情書を出している、これは一体、どういうことか。これを私は出せと言ったのと違いますよ。私が言ったら、かえって遅くなるから、あなたたちで言いなさいと言ってある。私は言いませんから、改めて謙虚に真摯に対応してください。

今日、この時間の関係がありますから、緊急場所は、当座、急いでね、財政課も、今日は総務部長も副知事もおいでだ。毎年最低、少なくともこれぐらいの予算を取ってもらわないといけないというぐらいの雰囲気、感情を特になさってもいいです。私は、今年の予算書を持っています。信号機の新設4基、去年は4基、おととしは5基だったと思います。信号機の改良54基、情報収集装置の更新171式。交通管制集中制御機の更新48式、予算書にいろいろ数字が出ています。その数字の根拠になるいろいろな現実をどういう形で押さえていただいているかです。その現実の中に、御所市、五條市、田原本町の首長が公約した内容が受け止められないという警察の判断は、いかがなものか。私が申し上げたことはむちゃですか。

○大橋警察本部長 何度も繰り返しになりますが、要望があることは重々承知しています。ただ、設置の基準について、多分、我々の説明が議員の皆さんや県民の皆さんに足りないところがあるかと思いますが、信号機の設置イコール安全と皆さんがお考えになってい

るところがありますが、不要なところに設置することによって、むしろ信号無視されたり、交通流が逆に滞ってよくない場合もあります。そういう場所については設置しないというものが、設置の基準にあるわけですし、この要望があったこの箇所については、毎年、要望があった箇所として調査をします。そのほかに優先順位があるのだらうと、今、川口

(正) 委員はおっしゃいましたが、そういうものを要望があった場所、工事が予定されている箇所については、必要な調査、道路管理者等と協議して、優先順位をつけて、緊急性のあるものについて予算要求し、設置しています。さらに、緊急のものがあれば、県、もしくは皆様にお願ひして、補正予算等措置をして、対応しているという状況です。

○川口(正) 委員 要望があった、なかった云々の問題ではないということを私は申し上げている。信号機を取りあえず設置をしなければならない所が、何か所あるのか。これは、設置しておいたほうがいいなあという所もあろう。これは単なる地元住民の皆さんの気休めだというような内容もあろう。様々だと思うのです。だが、設置基準の概括、概念、具体的な基準、そういうものをお持ちでしょう。その該当する数字は一体どういう数字になっているのか、この箇所とこの箇所と、ね。

それだったら、この御所から要望が上がっている内容について、何度も、出しなさんなよと、こんなの不要ではないですかと。私も一言、さっき言ったでしょう。行政というのは、いろいろな施設が持ってこられることに対して、嫌だという感情もあるわけです。嫌だという感情を抑えるための一つのよりどころとして、こういう問題が出てくるわけだから、そういう情緒という側面も含めながら、行政は動くものだという事です。そのことを聞く耳を持ってもらいたいというのが警察本部長に冒頭に申し上げた言葉の関連です。だから、一遍その数値を表しているものを見せてもらいたい。それで、3市町にも陳情が出ていますが何度お出しになっても駄目です、いやいや、一遍、苦情はどうですかと聞き直してあげてください。苦情はどうですか、いやいや、いくらおっしゃっても駄目ですよ、こんなところにつけられませんよと。

そういう関わり合いもあってかどうか知りませんが、御所市は、奈良モデルの御所版と言われる施策を進めています。計画もされています。最終段階に来ているのですが、警察が信号機云々でということで、近鉄御所駅、JR御所駅周辺の開発計画に関わって、今、県の指導、援助を受けながら、話が大体まとまりつつあるようですが、何かそういう交通の関係で、警察の見解なのか、それとも県の行政の考え方になるのか、私は深くは聞いていませんが、私も市役所から受けています。信号機の問題などをめぐって、とかく言われ

るから、あえて私はこの機会に申し上げているわけです。

信号機問題の決着は、今日、この場で私が納得したことにはなっていないことだけ申し添えておきたい。このことだけで時間を費やすのもどうかと思いますから、この辺で、このことについては終わります。まだ尋ねなければならない内容がたくさんある。警察本部長、申し訳ないです。あなたの心をできるだけ読もうと思って、一生懸命に私も尽くしている。大声出して人の心を読めるのかと、あなたは、おっしゃるかも分からない。私の性分です。いろいろあれやこれや浮かんでくる。これはひとまず置きます。

次に、昨日、委員の皆様方には、警察本部に今日お示ししようとした内容の書類をお渡ししました。これは大変なことだな、奈良県で初めてこういう裁定をなさったんだなど、いろいろな事情聞いて、皆さん、びっくり仰天です。これは、端的に言うなら、最初の調書に間違いがある。最初の調書の間違いを部下のせっかくの苦勞ということで、部下をかばう意味の積み重ねがこうなっていると私は捉えたいです。というのは、やはり人を結集しようと思ったら、部下を信頼しないといけないわけですから。そういう意味で、部下を信頼し過ぎたがゆえに、こういう答えが出てきたのか、起こってきたのかと私は捉えているわけです。

警察本部長は、本当にこの話のいきさつや内容をご存じだったのかどうか。私は、忙しいから一部始終、文面をお読みではないのだろう、公安委員会の裁定といえども、こういう問題は、皆さん本当に文章をお読みになったのだろうか。読んでおろうがおらまいが、警察本部長なり公安委員会の責任です。これは、お読みになったら、ぱっと分かるはずなのだと思うのです。このような裁定でそのまま突っ走られた場合に、農業関係者、土木関係者、警察そのもの自体に、警察、本署も大変な仕事の量になりますよ。

ご存じない方もいらっしゃるので申し上げますが、ことの発端は、ちょうど去年の今日です。10月4日の4時頃。稲刈りをしていたコンバインが倒れ、大変だということで、機械、今日、農業経済は成り立たないのだから。1台の機械を買えば、何年農業をしなければならぬか。今日の農業機械は、農業だけでは返し切れないのです。それでも農業をしながら、先祖が守ってきた土地を守らないといけないわけです。今、若い者が百姓をほとんどしていない。公務員は比較的昔は、家の農業を、土曜日、日曜日に、土曜休みが昔は半ドンでも帰ったら、田んぼへ出かけたものです。それほどして農業を守ってきたわけです。

皆さんに今日渡した資料、コンバインが倒れたので、近くにあまり使わないユンボをあ

そこが持っているから、起こしてもらおうということで頼んだ。そこから善意の始まりです。そして、コンバインをユンボでつり上げて、起こした。この田んぼは、大体コの字型か口の字型でしか車は走れない。野道もあります。里道（りどう）といわれる里道（さとみち）、資料に写真が出ています。田舎ですから、道は市道といえども凸凹です。くぼんでいるところ、少し広いところ、なぜできたのかというルートをたどったら面白い。大体、道幅の狭いところほど家が大きい。少し欲張りの先祖、これが大体道が狭い。そこでの出来事です。

作業が終わって帰ってきて、人が数人集まっている。人が集まっていれば何事かという、これは田舎の情緒です。置き石が転がっていた。大きな車が通ったのではないかというような意味も含めて、この持ち主が高田警察署の御所分署に連絡をした。それで、警察官が来ていろいろやっていたと。転がっていた置き石はどこに置いてあったのかといえば、置き石は溝の上にU字溝のようなものをひっくり返して、底を天に置いて、そこへ。どんな石があったか、写真があります。これ調書の中身を見てください。橋桁が壊れ云々と書いてある。壊れたのであれば、その元のところへ石がまた乗っかりますか。それがそもそもの原因ということで、道路交通法、こういうことです。

それで、話のいきさつは警察調書にも書いています。その内容に、免許証は持っているのか、車検はどうだとか書いてある。ユンボに免許証があるのですか。特殊運転免許証だということで後でこじつけのようですが、皆さん、びっくりです。後でのこじつけですよ。こんな話、調書を見ただけで分かる。最初が間違っているのだから。一部始終読んだら、時間を取って仕方がないので控えますが、これを読んでくださいよ。警察本部長は、恐らく目を通していなくても目を通しましたとおっしゃるのだらうと思います。私は、運転免許を持たないのだ。カブの免許を取った記憶はありますが、2年ほどでいつの間にやら私は更新をし忘れてなくなりましたが、私は恵まれて、30代からドライバーつきの人生を送らせてもらっています。だから、私は運転のことは全然知らない。車のこと、車種も何も知らない。だが、いろいろ聞かされる中で、それなりの知識を得ました。

この書類、皆さんには小さく原本のままでお渡ししています。これを読んでいただいたら、矛盾があります。昨日の今日で十分読み切れなと思いますが。無免許運転の認識が全くなく、ユンボという機械に運転免許証があるのかということも含めて、後でいろいろ皆、苦渋です。新ノ口にある運転免許センターまで行った。後追いで警察も調べに行かれた。4月の段階ですよ、運転免許証を取り上げている。そして、その後追いで運転免許

センターへ行ったり、あるいはまた運輸支局へ行ったり、いろいろなさっています。それから、車種についても、皆さんに資料をお渡ししましたが、ユンボの種類は4種類も5種類もあるようです。そういう内容も含めて、これは真剣にお考えになったほうがいいのではないかと私は思います。

しかし、裁定が出ていますからね。警察というのは一旦出したら、権威があるから、何ともできませんと。それで頭にきます。一旦出そうが、軽微な間違いで大きな不幸につながらないようにしてもらいたい。村きっての親切者と評判です。川口さんとどんな関係と、どんな関係もありません。市民と県議会議員という関係だけです。どんな関係もありません。うちへ訴えてこられる。いろいろな訴えがあります。聞けば、なるほどという話は伝えなければいけない。私の秘書がいったということで川口がいろいろ関わっているのだろうという、これは私の偏見か分かりませんが、この場合はそう取らざるを得ないのです。前にも警察本部長にもこの地図を見せたはずです。コの字型か、コの字型でしか車が通れない。方向転換もできない。草がぼうぼうと生えたところに、そんな道路交通法の適用までして、これは重大な事件、後々の重大な事故に備えないといけないというような意味のことが書いてある。

この裁定の内容にね、警察本部長、こんな字を私もよく知らないです。裁定書の7ページに「エ 確認義務懈怠と過失について」と記載されています。懈怠はどう読むのか辞書で調べた。懈怠（かいたい）は、懈怠（けたい）とも言う。法律で定められた期日をも守らない。この人は、そんな人ですか。そんなことはないでしょう。訴えたという、そして、いろいろな内容もどんなものか知りませんが、申入れを受け止めていたら、警察の権威に差し障ると言わんばかりの内容が裁定の理由に書いてあるわけです。警察本部長、これを一遍しっかり読んでみてください。公安委員の皆さんもこれをお読みなのかどうか。公安委員の中には、公安委員長が奈良大学の学長なさっているという。教育者たる者がこんな文書をよく平気で出すのだなと私は思う。おそらく読んでいないと私は思う。部下を信じているあまりのこの文書だと私は思います。警察本部長、これを本当に読んでください。いや、あなたは、読んだとおっしゃらざるを得ないと思いますよ。むしろ私は読んでいませんと、こんなことは言えない。

奈良県で、重機のリースをしているササイという会社がある。名前を、あえて申し上げる。この人は、かつてK O B E L C O、ユンボを造っている会社の製作に関わった人です。神戸製鋼でも働いて、ササイというリース会社に勤められた。この人は、え、あれが自動

車、自動車ということで造っていませんよと。いろいろなことが不思議、不思議です。

警察も随分と後追いなさっているでしょう。この中には、ご協力なされた人もいるでしょう。行きましたよと、どうぞ言ってくださいよ。私は素人です。この素人と論議しましょうよ。警察本部長、本当に読んでください。一考してください。これね、大変なことです。こういう裁定は日本国中始まったの裁定だと。警察本部長、もっと早くざっくばらんに話し合える機会をつくってほしかったです。こんな男と会ったら損すると思いますが、損の側面にも真理がありますよ。

警察本部長、今、私が申し上げたことで反論も意見もあろうと思いますが、どうぞ一言、言ってください。

○大橋警察本部長 まず、調書に間違いがあるというような話がありましたが、調書については任意性というのは非常に大事にしています。これについて、我々については、そういう事案があったとは私自身は承知しておりません。また、調書に問題があるというのであれば、担当で、その調書に対しての指導している刑事部長から説明を後からさせていただこうと思います。

それと、今、川口（正）委員からお話がありましたが、重機、ユンボやシャベルローダーというようなものについて、どうなのかというようなお話かと思います。我々警察、もしくは車の車検等をやっている運輸支局、そういうところの法律を担当しているところから見ると、もうそこについてはいろいろ問合せをして既に終わっている状況で裁決書を作っています。その裁決について、警察本部長は見えていないのではないかというお話もありましたが、私は、しっかり見えています。いろいろ指摘もし、そういうことについては正し、最終的に公安委員のご裁決をいただいております、その内容についても公安委員にはしっかり見ていただいていると承知しています。

その中で、川口（正）委員にいろいろご指摘をいただいておりますが、まず一番、多分問題になっているのは、恐らく建設業の方々が使っている重機について、まず一般的に道路で使うことは想定されていない。販売されている方もそういう認識の下、道を走る自動車ではない、これは重機ですよ、建設機械ですよという説明をして販売をされていると、私は承知しています。

後追いで警察本部が追いかけていろいろなところに聞き回っているのことに今日確認するとおっしゃっていますが、川口（正）委員の事務局の方から、これは自動車ではないとみんな言っているということがあったので、我々、法令を担当している人間から

見ると、違うことを言っているようにも捉えましたので、どのような趣旨なのか、そういうことを後に聞いているということです。

それから、幾つかの企業に確認したところ、道路上でこれを走らせるとどうなるのかについては、それは企業で判断することではないと。それは自動車ではないという言い方ではなく、それは法令を所管する行政や、最終的には司法の裁判で見るべきだというニュアンスで回答を得ています。

ですから、今、川口（正）委員がおっしゃったようなところについて、重機を走らせた場合どうなるかについては、諸法の法令に基づいて、それが一体違反になるのかならないのか、そういうことを判断すべきものではないかと、私自身考えておりました、今回の裁決書についてもそれに基づいて行われていると承知しています。

○川口（正）委員 私も端的に反論をしておきます。法律に基づいて行っているのだと。法律という定規の当て方に間違いがある。最初のあなた、原点が間違っている。人に親切をして、助けた人が運転免許証に関わり合いがないとするならば、運転免許証を取り上げるのはいかがかというようにも思うし、いろいろな最初の問題は、定規の当て方に間違いがある。関係のないところに定規を当て始めて、これは具合が悪いということで方向を変えて、その方向の変えたところにいろいろな問題が残り過ぎている。その問題にあの法律、この規則とか、何で後追いするのですか。行ったところに警察が後追いしているでしょう。4月に免許証を取り上げて、4月以降にあちらこちらに行っているでしょう。余談だと思いますが、私は警察のOB、警察現職、幾人かの人とは会話をいたします。親戚の者に警察官もいます。おじさんと言う連中もいるし、先生と言う連中いる。警察を一緒くたにしないでくださいよと。一緒くたにすると言われても警察は一体ではないか、あなたたちを含めて私は疑うよと、はっきり言った。

私の親戚という関係だけではなく、警察官の中にもこれはいかかなものかと、戸惑いがあるということだけ申し上げておきます。名前を言ったら、またいろいろ悶着が起こりますから言いませんが、何でもそうですが、いろいろなことを含めながら考えなければならない。

地元の互助という精神が壊される。この一回りしても舗装の部分と草ぼうぼうのところがあるわけです。そういう中でのお互いの助け合い。車の通るところは全部、道路交通法の対象だというように聞きました。しかし、村人たちは、公道と聞いたら、大道、国道や高速道路とか、そういうことです。いつも通っている野道、里道、生活道に公道という言

葉はぴんとこない。錯綜です。免許証を持っているから道路交通法を全部知っているはずではないかということも基本でなければならないが、残念ながら、道路交通法を隅から隅まで心得ている人はそんなにいらっしゃらない。今、こういう事故を見て、こんなことはひどいな、ひどいなと反発が来るのはなぜですか、皆さん。警察がやっているのは当たり前だということであるとするならば、皆さんの考え方というのは非常識になるわけです。ある程度、警察というのは常識化しないといけない。田舎の情緒を崩してまで、警察があちらこちら後追いついてまで、その担当者も認識不足、勉強不足で心配なものだから、あちらこちら調べに行つて、理由をくつつけるために努力しているのかもしれませんが。

私は、露骨にあえて言います。そんな心のない司法行政であるとするならば、世の中に真面目な人が増えてこない。真面目な人がおびえてしまう。逆作用を起こすということも含めて申し上げておかなければならない。この問題は、後で時間がありましたら、またもう少し私に再発言の機会を与えてください。

○佐藤委員長 はい。

○池田委員 食と農の振興部所管のことについて、数点質問をします。

まず、今議会に補正予算で上がっています、飲食クーポンによる新型コロナワクチン接種促進事業、(仮称)ワクチン接種で安心飲食キャンペーンという事業の進め方、いつ頃からこの事業を開始するつもりなのか、お聞かせください。

○原食と農の振興部次長(豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱)

当事業は、県民の積極的な新型コロナワクチン接種へとつなげていくことと、安心して飲食できる店舗を支援するという事で進めたいと思っています。3,000円の飲食クーポンを新型コロナワクチンを2回接種された県民20万人に抽せんで配る形で進めようと考えています。対象店舗は、奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設の認証を取得した施設で、登録をさせていただいたお店を対象に進めたいと考えています。

今後、今議会に予算を上程していますので、その議決後、速やかに業務を推進していきたいと考えています。具体的には、先ほど言いました認証店から参加の募集を進めます。その次に、新型コロナワクチンを2回接種した県民からの応募を開始していきたいと考えています。

利用の開始時期については、県内のワクチン接種の進捗状況、感染者の動向、医療提供体制の状況を見て判断していきたいと考えています。

○池田委員 資料を見させていただき、今の答弁も含めて、問題提起をしたいと思います。

予算が認められて、速やかに準備作業に入ると。認証を受けた飲食店の参加を募ることが利用できる店舗を増やす、整えるという意味では、その作業が必要であると。それから、利用する側では、新型コロナワクチンを2回接種された方が応募をされて、応募多数の場合は抽せんになると思いますが、現在は20万人の皆様には3,000円ずつ配り、登録されたお店で使っていただくということです。

良い事業を進めていただけると喜んでいますが、問題提起というのは、2回接種というのは、今なおワクチン接種が日々行われており、いつの時期をもって、この利用の方の募集をかけていくのかということです。今年度の補正で今年度内に事業を行い、また精算も行うことになれば、後になればなるほど、利用できる期間が短くなりますので、どうかと思います。逆に、早くすることによって、苦しんでる飲食店を支援をするという目的には合致するので、できるだけ早く進めていく、実証することを私としてはぜひお願いしたいと思っていますが、どの時期に利用者を募っていくのかということがまず1点。もう1点は、認証を受けている飲食店は、県内に7,000店舗余りあると記憶していますが、現在、認証を受けている店舗、申請中の店舗も含めて、どれぐらいあるのか。それが、例えば、Go To Eatの参加店舗数と比べてどうなのか教えてください。何を言わんとするのかというと、先ほど言いましたように、利用する側においては、いつそのクーポンを欲しい方の募集をかけるかによって、例えば、2回目接種がまだ先なので募集期間に間に合わない、ぜひ使いたいと。ただ、それは後になればなるほど、先ほど申し上げて繰り返しますが、事業を行う期間が短くなってしまっているので、十分な事業効果が得られるのかどうかという心配もあります。飲食店は早くこれを始めてほしいという期待もあります。

それから、受入れ側の施設については、登録店舗数が、啓発は県もしていますが、まだ十分に認証が進んでいないと私は認識しています。認証の促進についてもしっかりと引き続き行っていく、これは別の課の仕事になりますが、その辺りとの兼ね合いで、このせつかくの事業で最大の効果を得られるように、そんなに長い期間にわたってこの事業を行えるというものではないでしょうから、そういう意味では、その辺りについて心配があるわけですが、ご所見があればお聞かせください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

まず、開始時期ですが、先ほども申しましたように、新型コロナワクチンの接種状況、現在かなり収まってはきていますが感染の状況を踏まえた上ですので、なかなかいつからというのは申しにくい状況ではあります。ただ、事業者の選定を議会が終わってすぐに契

約できるように段取りをしており、そこから事業者とも相談しながら、できる限り早い段階でスタートできる準備を進めたいと思っています。池田委員お述べのように、年度内という問題もありますし、できる限り早くできるにこしたことはありませんので、努力していきたい。

それから、ワクチンを接種した方ということで、どうしてもワクチン接種が遅れていく市町村も中にはあるかと思いますので、例えば、これも事業者との相談ですが、抽せんを1回ではなく複数回に分けるなどの工夫も検討したいと考えています。

それから、対象となる認証店舗の数ですが、10月4日現在で申請が約1,300店舗、認証が約800店舗と聞いています。また、この飲食店で利用できることが周知されることにより、その登録も加速することに寄与できるのではないかと考えています。

ちなみに、GoToEatは約2,000店の登録があり、それと比べると半分ぐらいの規模ではありますが、これも増えていくことを期待しています。

○池田委員 期待と同時に、一方で、そういった懸念や心配がありますので、そのとおり十分に事業効果が出るようにお願いします。

あわせて、飲食店を支援をする意味では、GoToEatの食事券、その事業があるわけです。これをずっと中断をしており、この10月1日からテイクアウト、デリバリーについては使用が可能になりましたが、イートインの飲食店においての使用がまだ中断したままですし、まだ残された予算が、かなりあると記憶していますが、その辺りの販売もまだ停止したままです。この再開時期について、どのように考えているのかお聞かせください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

GoToEatについて、池田委員お述べのように、既存券の利用停止を9月末まで続けていましたが、テイクアウト、デリバリーについて再開したところです。県の新型コロナウイルス感染症9・29対処方針で示したように、GoToEat事業の追加販売については、飲食クーポンによる新型コロナワクチン接種促進事業、観光局所管の「いまなら。キャンペーン」と同様にワクチンの接種の進捗、感染動向等を見て判断していきたいと思っています。

追加販売をできるだけ早くできるにこしたことはないと思っており、近府県の感染状況も含めて、総合的に判断して進めたいと思っています。

利用についてもフルに使っていただける、店内での利用等も含めて、追加販売の時期と

合わすのかなと考えているところです。

○池田委員 県は観光局の、「いまなら。キャンペーン」と、この3つを同じ時期にという考え方で進んでいるということなのではないでしょうか。私が申し上げたいのは、できるだけ早くすることが、この目的である飲食店をしっかりとサポート、支援していくことにつながっていくと思いますので、できるだけ早く実施してほしいという考えの下、質問をしているわけです。ご存じのように、感染拡大が今収束しており、先週末ですが、全国各地の行楽地に向かう車で大渋滞が起こったとか、あるいは飲食店がにぎわう様子がニュースで報道されていました。

奈良県内においても少しずつ戻りつつあるように聞こえてきますが、まだ大都市のような状態にはなっていないことも実情としてあるようです。県民の意識や、気持ちの中には、今までずっと我慢していた外食を久しぶりに家族としたい、仲のいい友達と一緒にご飯を食べに行きたい、そういう欲求が少なからずあると思います。

私からの提案ですが、新たなこの飲食クーポンによる新型コロナワクチン接種促進事業、(仮称) ワクチン接種で安心飲食キャンペーンについては、準備期間、ワクチン接種の状況、利用者を抽せんで募ることも含めて、恐らく12月ぐらいにならないと事業としてスタートできないとイメージしています。しかし、今感染が収束しているので、飲食店としては、今、お客さんを何とか呼び戻したいと躍起になっていろいろ取組をされているお店も多いと思いますので、提案ですが、例えば、G o T o E a t 事業は、今、中断していますから、今日からイトインのお店でも使えますよとか、あるいは追加販売を今日から、あしたからしますよということになれば、すぐにでも実行、実施できるわけですよね。例えば、そのつなぎ期間として、この10月、11月をG o T o E a t 事業で頑張る飲食店にお客さん呼び戻すような、支援につなげていくと。12月ぐらいだと思いますが、この新たな(仮称) ワクチン接種で安心飲食キャンペーンが、G o T o E a t 事業と合わさって、年末年始の書き入れどきに事業効果を増して、県内の飲食店をしっかりと支援していくことにつながっていく。うまく事業を組み合わせる実施していくことがいいのではないかと私は提案したいと思うのです。

また、心配されている次の大きな感染の拡大の波が来ってしまうと、また中断してしまったりすると大変なことになります。これから寒い時期になり、そういった心配もありますので、できるだけ早く実施していただきたい。またこの2つの飲食店に関わる事業をうまく組み合わせ、飲食店の皆さんの支援につなげていただきたいと考えています。

その判断は、最終的には知事になると思いますので、午後の総括審査で改めて知事のご見解を伺いたいと思います。

○田尻委員 今の池田委員の質問の関連になりますが、私もお尋ねしようと思っていた大半は、質問と答弁の中に入っていたと思います。もちろん感染防止を最重点にしながら、経済を回していく中で、もう少し突っ込んだ話になりますが、今現在、認証件数は、先ほどの答弁の中で約800店舗とのことでしたが、現在、把握されている飲食店は7,271店舗と私は聞き及んでいます。感染防止に費用がかかると、そしてお店としてもその取組をしていかななくてはならないので、補助金が1件につき20万円と私は承知しています。この補助金の申請件数と内容について分かりやすく詳しく説明いただけますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

その認証店の所管は当方ではありませんが、補助金の申請件数は聞いていますので、お答えしたいと思います。補助金の申請件数は、10月4日時点で飲食店633件、宿泊施設89件と聞いています。

○田尻委員 行政の縦割りというのでしょうかね、関連していろいろと質問したいのですが、これは文化・教育・くらし創造部、これは食と農の振興部という形になって、少し複雑になっていてやりにくいのですが。1件につき20万円の補助金を出し、感染防止に対する、例えばパーティションや換気扇などの設置をしてくださいという認識でいいのでしょうか。

○毛利財政課長 事業内容については、田尻委員がおっしゃったように、例えばパーティションの設置や体温を測る装置などの感染防止対策を講じる設備について補助金を出すものです。

今、補助金額については調べに行っていますので、分かり次第、後ほど報告したいと思います。（P28参照）

○田尻委員 大体申し上げたいことはもう既にご承知いただいているかと思いますが、この件と少し角度は違いますが、国の事業のG o T oトラベルをこれからという時期になると思うのですが、答弁者がいないので、その方向性を含めて、午後の総括審査で知事に聞きたいと思います。

次に、警察本部にお尋ねします。この予算審査特別委員会では、口を開けばデジタル化、あるいはAIを使ったいろいろな県民の命を守る施策ということで申し上げていますが、ある意味では、警察もこの最先端で取り組んでいただく分野がたくさんあるのではないかと

と思っていますし、現在、そのような形でも取り組んでいただいているかと思います。また、何度か本会議や予算審査特別委員会でも出ていましたが、スーパーシティ構想の中でも世界的には警察分野にかなり入り込んでいるように私も情報として知り得ているところですが、今現在、警察本部として、このデジタル化やスーパーシティ構想等を通じて、どのような取組、具体的にどのような施策を推進しているのか、お伺いします。

また、警務部の中にはデジタル化施策推進室もありますし、また、サイバー犯罪対策課がありまして、ネット環境の中でいろいろな事件を前もって犯罪を防止したという報道等も聞いていますが、現在の状況についてお伺いします。

○山口警務部長 田尻委員お述べのスーパーシティ構想については、国家戦略特区の一つとして、内閣府が中心となって進めているものと承知しています。

先端技術の活用については、警察活動を効果的に進めるために非常に有用なものであり、県警察としてもそういった先端技術を積極的に活用することにより、県民の利便性や安全性の向上に資することは、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現のために必要であると考えています。

今後もしっかりと担当部局等と情報交換をしながら、先見性を持った組織運営に努め、先端技術を活用して、治安課題を解決できるように検討していきたいと考えています。

現在、具体的に何か進めていることはありません。これからですので、いろいろな方々の知見をいただきながら進めたいと考えています。

○田尻委員 この場で公表できないのか、あるいは全くまだ具体的に決めていないのか、その辺は分かりませんが、ドローンや5Gを使ってのいろいろな取組や、自動運転、警察官の安全を守るため、交通渋滞等も含めていろいろな形で取り入れることが可能ではないかと正直感じているところです。どうぞ県警察本部としては、そういう取組があるなら、いろいろなときにどんどん発信して、よりいいものを、そしてより県民や警察官の皆さんの安全、命を守るということで活用していただきたいと思います。

そんな中で、ほぼスーパーシティと関連しますが、今、ビッグデータをどんどん活用していいですよ。官がいろいろな形で仕入れた、データ、情報、そして民と一緒に共有しながらこうということで取組をされていると思います。私も教育委員会のときに質問をしましたが、千葉県で大変悲しい児童の事故が起きてしまい、国を挙げて各県に通学路の点検ということで、実際のところ、具体的にいろいろな取組をされています。県、市町村、教育委員会、警察も一緒に取り組んでいると思います。私は、具体的に把握できない

ので質問しますが、これは日本教育新聞ですが、ビッグデータで通学路対策、危険箇所を特定し、改善するという報道がされており、ビッグデータの情報をみんなで共有しながら、よりよいものを、安全なものをスピーディーに思っているのですが、この辺については今現在、どのようになっているのでしょうか。

○山口警務部長 一口にビッグデータと申し上げましても、どのようなものをビッグデータと射程に捉えるかは判然としませんので、なかなかお答えしにくいところですが、いずれにしても、現在、ビッグデータを活用して県警察本部で何かをしていることはありません。ただ、将来的には、田尻委員ご指摘のとおり、例えば、交通事故予測、犯罪抑止、警備の関係で人出の予測等での活用方法はいろいろ考えられるので、県警察本部として何かしているということではありませんが、例えば警察庁ではそのようなものも見据えていろいろな検討が始められていると考えています。田尻委員ご指摘のとおり、そういった波に、乗り遅れないように、我々としては、しっかり取り組んでいきたいと考えています。

○田尻委員 もう既に、国内のいろいろな箇所で地方の自治体と警察が連携して、例えば、交通事故の起こりやすいところなどにアプリを導入して、そこを通過したら交通事故が多いですよ、注意喚起するという取組もされているように把握しています。そういうことも含めて、いろいろと研究を当然されているだろうし、これから来年度に向かっていろいろ予算要望も思っていますので、なお一層、この分野にも力を入れて、県民や、あるいは警察官の皆さん方の命と安全を確保するためにぜひとも頑張ってくださいと思います。

○山村委員 コロナ禍の長期化によって、米の需要が減少し、生産者米価が下がっていると聞いています。今年、奈良県米も大幅に下がるのではないかと心配の声がありますが、奈良県の米価の見通し、米の在庫などの実態はどうか、お伺いします。

○田中農業水産振興課長 令和3年産の米の価格については、全国ベースで下がっているという状況で、奈良県産の米についても、例えば、奈良県農業協同組合の買上げ価格は、令和2年産から15%ほど下がるということで、全体的に下がることを予想しています。

また、在庫量について、農林水産省でマンスリーレポートなどが出ているのですが、令和3年7月末現在で全国の主食用米の民間在庫量は前年同月の119万トンから19万トン増加し、138万トンとなっており、余っているという状況です。

一方、本県では、令和2年産がウンカの関係もあり、収穫量が少なかったことも起因しているとは思いますが、民間在庫量は、前年同月の3,400トンから2,900トン

と500トン減少しているということで、割と在庫量が少ないという状況になっていると把握しています。

○山村委員 在庫は、奈良県としては増えているのではなく、反対に減っているということですね。

ただ、1俵当たりの値段は、15%減で約2,000円ぐらい下がるのではないかと思います。今、ヒノヒカリが1万3,500円、これが1万1,500円程度になると、1俵当たりの必要経費が1万5,155円とされていますので、作れば作るほど赤字になるという結果になるのではと思うのです。これでは生産意欲もなくなります。県独自にでもこの米価の下落によって、特に大きな影響を受ける集落営農組織、農業法人、米農家への支援を行うべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中農業水産振興課長 米価下落の対策については、国の対策として、認定農業者や、集落営農などを対象に、米や畑作物の農業収入全体の減少を補完するための保険制度である収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策や、収入保険制度により、加入者については、収入の下落をある程度補填できると考えています。

○山村委員 加入者は補填できるということですので、皆さんがそうではないので、奈良県農業ということで、大変な中でも米を作って、それがおいしい米として私たちの口に入るということですから、大事にして、その支援を考えてほしいと要望しておきます。

また、全国的に米が余って価格の低下につながっているということで、政府に対して、備蓄米の買入れを行って、現実には、生活に困って食べるのに困っている方もいるという状況もありますので、食糧支援などを行うように申し入れるなどしてほしいと思うのですが、この点はどうでしょうか。

○田中農業水産振興課長 米の流通は基本的に全国的なことであり、奈良県の収穫量は全国の0.6%なので、米の価格については、全国の話になっています。県としては、今後、奈良県の生産や農業者の状況把握に努め、国に情報提供しながら行っていきたいと思っています。

○山村委員 米が余っている現状を、奈良県だけではなく全国的な問題で考えていかなければならないと思っていますが、コロナが原因であるということが大きいわけで、コロナは農家のせいでもありませんので、政府が米を買い上げることが必要ではないかと思っていますが、現状を見ると、政府はこの状況を受けて、過去最大の減反拡大を押しつけてくるという状況になっています。生産量の5%の36万トンを、減らせということにな

っていますし、その一方で、アメリカからの輸入のミニマムアクセス米が、77万トンにも及んでるので、非常に矛盾しているやり方だと思っています。やはり、こういうところで本気でこの米、農業を守るという姿勢が問われてくると。これは国の話ですが、国だけではなく、奈良県でもこのままでいけば10年、20年先に米を作る人がどれだけいるのだろうかということで、国家戦略としてこの問題を考えていかなければならないと強く思っていますので、その点も含めて、政府に強く働きかけていただきたいと申し上げておきます。

次に、無農薬有機栽培の普及や取組について伺います。農林水産省は、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに有機農業の面積100万ヘクタールの数値目標を設定していますし、あわせて、化学農薬の使用量を半減、化学肥料の使用量を3割削減という目標も持つに至りました。県内においても、子どもを持つお母さん方、生活協同組合、農家の方々が安全な地場産の農産物を子どもに食べさせたいと、有機農業を推進する取組の運動が始まっていると聞いていますし、皆さんのお話も聞きました。こういう活動支援をしていくことや、県でも有機農業の普及に取り組んでいく必要があると思っているのですが、その現状はどうでしょうか。

○田中農業水産振興課長 奈良県で有機農業に取り組んでる経営体は、2020年の農業センサス時点で646経営体と、県内全農業経営体の約6%となっています。有機農業は、化学合成農薬や化学肥料を使用しないことなどの取組が必要であり、普通の慣行農業と比較して高度な技術が必要であると考えています。

そのため、県としては、なら食と農の魅力創造国際大学校、NAFICにおいて、有機農業の講義や、また、有機農業の研修を行っている県内民間団体を紹介するなど、有機農業に取り組む方々に対して事前に技術を習得することを促しているところです。

また、県のチャレンジ品目に有機野菜を位置づけ、一定の条件を満たした有機農産物について、シンボルマークの利用を承認したり、ホームページを通じた消費者への情報提供を行っているところです。

また、現場においては、有機農業に取り組む農業者に対して、普及指導員が生産現場で指導するとともに、研究では農薬に頼らない病虫害防除や、物理的な侵入防止などの有機農業に役立つ技術の開発、普及を行っているところです。

今後とも県としては、有機農業技術の指導や新たな技術の開発を通じて、有機農業を支援していきたいと思っています。

○山村委員 有機農業を成功させていくことは、なかなか難しい課題だと私も思います。しかし、手間暇はかかるが、それが子どもたちの健康、我々の健康を守るとともに、地球温暖化対策でも重要な位置を占めていると思いますので、今後とも世界の動き、政府の動きに呼応して、県としても進めていくことができるよう取り組んでほしいと申し上げておきます。

続きまして、環境について、奈良県環境総合計画において、2050年までにCO₂などの温室効果ガス排出実質ゼロにする脱炭素社会を目指す目標を掲げています。計画書を見ましたが、様々な取組が記載されており、特に省エネの取組や再生可能エネルギーの取組が大事だと思うのですが、具体的な取組について、伺います。

○大東環境政策課長 脱炭素社会の実現は世界的に重要な課題です。今年の3月に改定した奈良県環境総合計画において、2050年までにCO₂などの温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の構築を目指すとしています。また、中期的には、2030年度に2013年度に比べ45.9%削減を目標としています。

脱炭素社会の構築に向け、CO₂などの排出を減少させる温室効果ガスの排出削減と、森林等による吸収量を増加させる二酸化炭素吸収源の整備の両輪で推進していく必要があると考えています。

具体的な取組として、排出削減では、住宅や事業所に対して、エネルギーを作る創エネ、蓄える蓄エネ、節約する省エネ、これらの設備導入の支援を行うとともに、水素エネルギーの普及促進、バイオマスの利用促進などに取り組んでいきます。また、吸収源の整備では、これは林業部分になりますが、新たな森林環境管理制度の導入を進め、施業放置林の恒続林化などの健全な森林の整備や、公共建築物等への県産材の需要拡大に取り組んでいきます。

排出削減の多くをまとめているエネルギービジョンについては、今年度末が期限となっています。現在、改定を進めている次期エネルギービジョンは、現ビジョンの考え方を踏襲しつつ、現在、国が改定を進めているエネルギー基本計画の動向も踏まえ、脱炭素社会を目指す奈良県環境総合計画と連携したエネルギー政策について検討を進めていきたいと考えています。

脱炭素社会の構築は非常にハードルの高い目標となりますが、今後は、国が示している地域脱炭素ロードマップなど国の動向にも注視しながら、脱炭素社会構築に向け、市町村、事業者、県民などの多様な主体と連携・協働を図りながら、取り組んでいきたいと考えて

います。

○山村委員 省エネということで、設備投資などに支援されるとのお話でした。具体的には、住宅の省エネ、ゼロエネルギーハウス、断熱リフォーム、太陽光パネル設置などに対する助成制度なども必要だと思うのですが、そういうことを普及していくということですか。

○大東環境政策課長 山村委員お述べのとおりです。現在も蓄エネ住宅、スマートハウスなどに対して既に補助を行っています。そういったものを今後も続けていきたいと考えています。

○山村委員 これまでから奈良県の再生可能エネルギーの目標が非常に低いと感じていたのですが、この点、新たな計画をとということをお言われました。実際に県内では、自治体、住民有志などによる再生可能エネルギー利用の先進例が含まれていると思っています。地域で地産地消する形で大型のメガソーラーなどで電力をつくって、それはよその県に行くのではなく、奈良県で地元の皆さんが使って、それは地域の経済にも生きていくという形での利用が、もっともっと広がっていかなくてはならないと思っています。そういうことに対して、県が積極的に関わりを持って支援することも含めて、今後の取組を進めてほしいと思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○大東環境政策課長 現在も地域エネルギーの振興ということで、例えば水力発電を地域でしておられる、木質バイオマスボイラー等で、地産地消といえますか、小さな地域で例えば防犯灯への電源供給などをされています。そういったものに対しても、引き続き補助をしていきたいと考えています。

○山村委員 補助もしながら、連携を強めて、県で有効に地産地消のエネルギーと変えていくことができるビジョンを進めてほしいとお願いします。

○川口（正）委員 これだけは、ぜひお尋ねをしてもらわないといけないということを知っているわけです。

警察本部長、この調書にも出ていますが、しきりに無車検、無保険、自賠責保険ね。車検をとということですが、普通、自動車は2年に1回ですか車検を受けるようですが、その車検に関わる規則などの決まりや、保険屋さんは自賠責保険の加入、こんなのないというわけです。警察はこれを教えてあげてほしいと思います。

それから、公安委員会から出た文書の6ページに、「さらに、無免許運転については、運転者が保有する免許の種類と運転していた当該車両の自動車検査証の記載から一義的に

その違反行為の有無は明らかであり、」とあります。このユンボと言われる機種の車検証はどこにあるのですか。本人もどこにあるのかと不思議がっているわけです。

公安委員会から出た文書の３ページの理由の（４）に、本件車両は品名が云々ということで品名が出ています。これは、車検と違うのですよ。そこ、混ぜこぜにしているのかどうか知りませんが、車検を、理由は明らかだと調書は述べているわけですが、どなたがどこで見られたのか事実を確かめてもらわなければならない。

先般、県から令和３年度版地方税ガイドを頂きました。ユンボと言われる機械の自動車税はどれだけかかっているのか、税務課に聞いた。ナンバープレートのない機械から税金は取れませんよとの返答だった。自動車と言うのであれば自動車税を取らないといけない。そういう関連性はどうかということも警察は会得していると思いますが、後追いしなくてもいいような知識をお持ちいただかなくてはならない。だから、かつてユンボを製作しているところで勤めていた人は、ええって、びっくりです。自動車というような形で生産はしていませんよと。

俗に言われているユンボは、大別すると、荷受け用と建設用がある。荷受け用はショベルローダーと言って、通行するときには特殊免許証がいるという解説があります。車両系の建設機械だから、これは道路を通ってはいけない。車両系ではあるが、自動車ではないという解説があります。今日の資料をよく見てください。

それともう一つ、娘とお父さん、お母さんは早くに亡くなったようです。娘は学校へ行っているようです。いつも親子でいろいろ買物に行ったりするらしいが、「お父ちゃん、免許証なくなっているから、もう歩いていくわ。」と言って、近くのコンビニなのか、そこへ行ったようです。不幸にも娘さんが、交通事故にあった。歩道を歩いているのに、脇見運転なのか何運転なのか分かりませんが、骨折でけがをしたという事故まで起こっているわけです。善意でなされた行為がこういう不幸をも招いたという経緯をも、世の中というのは何が起こるか分からない。一つのこれは偶然かも分からないが、偶然という形ではあるが不幸をつくり出したというこの現実、否めないわけだから。

そういうことも含めながら法を守る。我々県議会議員も法を守っています。我々は法の番人です。警察だけが法の番人ではない。だから正し合うということが大事。県議会議員は、正す側で、正される側ではない。警察は正した上で、なおかつ国民、県民、市民から正されるわけです。その代表である私たち県議会議員がある。厳しいことではありますが、あえてお尋ねせざるを得ない。勇気が要りますよ、皆さん言うわけだから。「おっちゃん

あんまり警察のこと堂々と言ったらあかんやろう。いつ何どき誰がいろいろな形でしっぺ返しを受けるか分からんから、おっちゃんのせいや分からん。」と。それでも悪いことさえしていなければ、誰も怖くないんだと、正義、勇気を常に私は言い聞かせているわけです。あえて申し上げます。

今日は警察本部長に集中したのは、なぜか。お互いの関係プレーをきちっと取りなさいよという意味です。みんな忙しい。私だっていろいろな組織を持っています。書類を全部見ません。忙しいから見られない。ほかを信頼しないといけない。だから部下を信頼する人間関係をつくらないといけない。そういう意味で、あえて釈迦に説法ですが、警察本部長に申し上げた。こういう事態を見詰めながら、考え直したらどうですか、考え直してくださいよというある意味では哀願です。そんな大声で言って哀願ですかと、あなたはおっしゃるかもしれないが、勇気を持って申し上げているから哀願だが大声で叫ぶようになった。端的に一つだけ、自賠責保険に入れますか。

○大橋警察本部長 この件に関しては、今回の件については、入れないものと捜査では分かっています。

これについて、6ページになぜこういうことが書いてあるかという点については、我々、一般的に自動車等を運転操作する場合においては、免許証、車検証を見るという一般的な観点から書いている。なおかつ、それについて、免許を取るにおいても、車の種別に応じて免許を取る必要があるということから、一般論として車検証をまず確認するというところで、6ページに書いてあるということです。

一方で、3ページのこれについては、車検ではなく車の型式に基づいて、車の大きさや、その他についてどういうものかを判別するために車の型式を書いてあると私は認識しています。

○川口（正）委員 それと、警察権力の恐ろしさというものを改めて知らしていただいたということで、今日のところは終わっておきましょう。

○毛利財政課長 先ほどの田尻委員のご質問にお答えしたいのですが、よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 はい。

○毛利財政課長 先ほど田尻委員から質問をいただきました新型コロナウイルス感染症防止対策をしていただく飲食店に対する補助金の補助対象は、先ほど申し上げましたアクリル板やCO₂モニターに加え、非接触型の体温計、サーモグラフィーカメラ、自動の手指

の消毒器、キャッシュレス決済専用端末機等を対象としています。補助率は対象物品の4分の3で、補助上限額は20万円となっています。

10月4日時点で申請件数は633件と聞いています。まだ予算にも余裕があることから、当初、9月30日を申請期限としていたのですが、申請期限を11月30日に延長していますので、その補助金も活用いただき、認証に向けて取得していただければというところです。なお、消費・生活安全課で担当しています。答弁が遅れまして申し訳ございませんでした。

○佐藤委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

ないようであれば、これをもって水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、警察本部の審査を終わります。

総括審査においてお聞きしますが、これまでに発言された未了の分、もしくは関連しての総括としていただき、総括のあるなしを委員長までに事前にお伝えください。

午後1時より総括審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

しばらく休憩します。